

報道関係者 各位

令和5年2月17日

【照会先】

第二部会担当審査総括室

室長 栗村 勝行

(直通電話) 03-5403-2164

ジェイアールバス関東不当労働行為再審査事件 (令和3年(不再)第35号) 命令書交付について

中央労働委員会第二部会(部会長 岩村正彦)は、令和5年2月16日、標記事件に関する命令書を関係当事者に交付しましたので、お知らせします。

命令の概要は、次のとおりです。

【命令のポイント】

～ Aが会社から脱退勧奨を受けたとし救済申立てを行ったが、当該脱退勧奨はAが当時加入していたJR東労組との関係での団結を損なうおそれのある行為であり、その後、Aが自らの判断によりJR東労組を脱退し、他の労働組合に移籍したことから、Aの救済利益が失われているとして、申立てが棄却された事案 ～

会社の支店長がAに対して行った発言は、脱退勧奨として労組法第7条第3号(支配介入)の不当労働行為に当たる。もっとも、当該支店長の発言は、Aと、その当時Aが加入していたJR東労組との関係での団結を損なうおそれのある行為であるところ、Aは、本件救済申立て後、JR東労組を自らの意思で脱退し、他の労働組合であるJT S U-Bに移籍した。このことからすると、AとJR東労組との関係で救済命令を発する必要性は認められない。

I 当事者

再審査申立人 ジェイアールバス関東株式会社(会社)(東京都江東区)

従業員980名(初審申立時)

再審査被申立人 A(個人)

II 事案の概要

- 1 Aは、会社の白河支店でバスの運転手として勤務し、東日本旅客鉄道労働組合(JR東労組)に加入し、水戸地方本部(水戸地本)に所属していた。Aは、平成30年11月5日、バスの回送運転中に喫煙及び私用の携帯電話による通話を行った。当時の白河支店の支店長(白河支店長)は、同月11日及び12日、Aに対し、Aの上記行為を会社に報告しない条件として、JR東労組の脱退届を出すよう求める内容を含む発言をした(本件各発言)。
- 2 A、水戸地本及びB(水戸地本太子支部棚倉分会の分会長)は、令和元年11月11日、本件各発言が支配介入の不当労働行為に当たるとして、東京都労働委員会(都労委)に対し、救済申立てを行った(Bは初審都労委において申立てを取り下げた)。都労委は、Aと水戸地本の申立てを分離の上で、Aの申立てを認容する命令を発した(なお、水戸地本の申立ては却下された)。本件は、初審命令を不服であるとして会社が再審査を申し立てた事案である。
- 3 Aは、本件申立後の令和2年2月16日、JR東労組を脱退し、その後、ジェイアールバス関東労働組合(JT S U-B)に加入した。

Ⅲ 命令の概要

1 主文

初審命令を取り消し、本件救済申立てを棄却する。

2 判断の要旨

- (1) 争点1（本件各発言は、労組法第7条第3号の不当労働行為に該当するか。）について
本件各発言の内容は、白河支店長が、Aに対し、非違行為を会社に報告しない条件として、J R東労組の脱退届を提出するよう求めたものであり、本件発言は、組合員に対し、J R東労組からの脱退を促し、その運営に干渉して労働組合を弱体化させる行為であるというべきである。
- (2) 争点3（争点1において会社の不当労働行為が認められる場合に、Aの救済利益が認められるか。）について
- ア 本件各発言は労組法第7条第3号の不当労働行為に該当するが、Aは、本件初審申立て後の令和2年2月16日にJ R東労組を脱退し、その後、新たに結成されたJ T S U－Bに加入したことが認められる。そこで、Aとの関係での救済利益がなお残存しているかについて、以下検討する。
- イ 本件各発言は、当時J R東労組の組合員であったAに対し、J R東労組からの脱退届を提出するよう求めるものであり、AがJ R東労組の組合員であることを問題視するものである。このことからすると、本件各発言は、J R東労組の団結力、組織力を損ねて弱体化させるおそれのある行為であり、本件の申立人たるAに対しては、J R東労組との関係での団結を損なうおそれのある行為であるというのが相当である。
- ウ そして、本件では、Aが令和2年2月16日にJ R東労組を脱退し、その後、水戸地本執行部の組合員らがJ R東労組を脱退して結成したJ T S U－Bに加入したことが認められる。このことからすると、救済命令によってAとJ R東労組との関係における団結を回復する必要性は、もはや失われたといわざるを得ない。
- エ Aは、本件各発言による団結権侵害は、J R東労組のみならず、労働組合一般へ加入する権利の侵害であると主張するが、本件各発言をそのように評価することはできない。
また、Aは、本件各発言時に所属していた水戸地本と、J T S U－Bとは実質的同一性があるとして、団結権回復の必要を主張するが、本件各発言によって、AがJ T S U－Bとの間の団結までもが脅かされたということではできないのであって、J T S U－Bとの関係で、団結を回復すべき必要性を認めることはできない。
Aは、J R東労組が本件各発言を巡る問題は「解決済」と表明していること等からして、自身のJ R東労組脱退はやむを得ない旨を主張するが、J R東労組がそのような立場に立っていたとしても、Aは、J R東労組との関係での団結を志向しつつ、個人で救済申立てを行う余地はあったのであるから、自らの判断によって別組合に移籍したAについて、なおJ R東労組との関係で団結を回復する内容の救済の必要があるとは認められない。
以上のおり、Aの主張はいずれも採用できない。
- オ 本件において、Aに対する救済の利益は認められないため、その余の争点（争点2：Aの申立人適格、争点4：救済方法）について判断するまでもなく、Aによる本件救済申立てを認めることはできない。
もっとも、本件各発言が労組法第7条第3号に該当する行為であることは、上記(1)のとおりである。本件ではすでに救済の利益が失われているものの、会社においては、今後同様の行為が繰り返されることがないよう、徹底することが望まれる。

【参考】 初審救済申立日 令和 元年11月11日（東京都労委令和元年(不)第82号）
初審命令交付日 令和 3年 9月16日
再審査申立日 令和 3年 9月29日（会社）